

年 月 日

(宛先)千葉県山武市長

届出者 住 所 氏 名 即

山武市医学生奨学金等貸付に関する条例施行規則第15条の規定により、奨学金について下 記のとおり償還します。

記

借	用	金	額	円
貸	付	期	間	年 月から 年 月まで
償(該当	還する	事番号に	由(-0)	 1 奨学金等を貸付けの目的以外に使用したとき。 2 詐欺その他不正の手段により、奨学金等の貸付けを受けたとき。 3 奨学金等の返還を怠ったとき。 4 死亡したとき。 5 大学若しくは大学院の課程を退学し、又は臨床研修を中止したとき。 6 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。 7 心身の故障のため、大学若しくは大学院の課程の履修又は臨床研修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。 8 前各号に掲げる場合のほか、奨学金等の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
償	還	方	法	1 一括 2 分割 (分割で返済する場合、その納付を2回分怠ったときは、期限の 利益を喪失し直ちに一括で返済します。)

借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一、借受人が履行しない場合は、その債務 を負担することを保証します。

(注 所 連帯保証人 氏 名 印 電話番号 極 度 額 円 住 所 連帯保証人 氏 名 印 電話番号 極 度 額 円